平成19年度実績評価書

政策所管(政策評価担当)部局課室名 予防課、消防技術政策室、危険物保安室、特殊災害室、 防災課、消防・救急課、国民保護運用室、応急対策室、防災情報室、参事官 評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策 22 火災・災害等による被害の軽減

(政策の基本目標)

火災予防対策の強化、国と地域の防災力の強化を図ることによって、火災・災害等の発生件数、 死者数を減らすことにより被害を軽減することを目標とする。

2 政策実施の背景・必要性等

(1)政策実施の背景・必要性

ア 火災予防対策の強化

火災予防対策については、昭和23年の消防法制定以来、消防用設備等の規制や、防火管理制度、消防同意・立入検査、危険物施設の規制などに係る各種消防法令の整備を進めながら、国、地方公共団体、地域住民、企業等が一体となった総合的な火災予防体制の確立を進めてきたところであり、広く国民生活全体にかかわりが深いため、社会経済情勢の変化や複雑多様化する災害、事故の態様に対応した体制の整備が求められている。

住宅火災による死者数は、平成15年以降連続して1,000人を超えるなど、近年増加傾向にあり、住宅火災による死者数を減少させることは大きな課題となっている。特に、高齢者の死者数の増加や「逃げ遅れ」による死者数の割合が高いこと等の状況を踏まえ、平成16年6月に、住宅用火災警報器等の設置を義務付ける消防法改正を行った(新築住宅については、平成18年6月1日から、既存住宅については、平成23年度までの各市町村条例で定める日から適用。)。今後、住宅火災による死者数を減少させるためには、設置の義務付けの時期を待つまでもなく、既存住宅への住宅用火災警報器等の早期の設置を促していくことが重要であり、住宅用火災警報器等の設置及び適切な維持管理等に係る普及啓発活動を、報道機関や消防団及び婦人(女性)防火クラブ等と連携し、積極的に推進していくことが必要である。

近年、首都直下地震等の大規模地震の発生の切迫性が指摘されており、社会全体の災害対応力の強化を図る観点から、事業所においても大規模地震等に対応した自衛消防力を確保することが喫緊の課題となっている。このため、平成18年7月から開催している「予防行政のあり方に関する検討会」の中間報告や消防審議会の答申を経て、大規模・高層の防火対象物に対し、大規模地震等に対応した消防計画の作成及び自衛消防組織の設置を義務付ける「消防法の一部を改正する法律案」を平成19年通常国会に提出し、同年6月15日に可決・成立、6月22日に公布されたところである。

火災発生の危険性が高いと考えられる小規模雑居ビル等の火災予防対策については、平成 13 年 9 月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災の教訓を踏まえ消防法令を改正するとともに、違反是正体制の整備を図るなどの対策を講じてきたが、一定の成果は見られるものの未だ十分な是正状

況ではないことから、是正指導をさらに徹底していくことが必要である。

また、平成18年1月に発生した長崎県認知症高齢者グループホームの火災や本年1月に兵庫県 宝塚市で発生したカラオケボックス店火災を踏まえ、小規模な施設における安全対策のあり方等 について検討を行い、対象物の形態に応じた防火安全対策を講じることが必要である。

放火による火災(放火の疑いによるものを含む。)は、平成9年から10年連続して出火原因の1位である(平成18年中の全火災件数の21.2%。)ことから、火災件数の減少には放火火災防止対策の推進が重要であり、より効果的な対策を着実に実施していくことが必要である。

危険物施設における火災・漏えい事故件数が引き続き増加傾向にあることから、「危険物事故防止アクションプラン」に基づく官民一体となった総合的な事故防止対策を更に推進していくとともに、大都市圏等における危険物施設の安全対策の総点検を行う必要がある。

また、平成 15 年十勝沖地震に伴う石油タンクの全面火災、JCOの原子力事故の発生や米国の同時多発テロの発生などにより、特殊災害対策についても充実が求められている。

イ 国と地域の防災力の強化

近年、集中豪雨や台風等の自然災害や火災、事故等により、各地に大きな被害が発生しており、 その態様も複雑多様化・大規模化している。また、首都直下地震をはじめとする大規模地震の発生 の切迫性も指摘され、さらに、東海地震と東南海・南海地震の同時発生の可能性も懸念されている。

このような中、大規模災害や事故等に揺るがない社会を構築し、国民の安心・安全を維持向上させていくために、国、地方を通ずる防災危機管理体制を構築し、広域的な見地から消防体制の充実高度化を図るとともに、行政と住民が一体となって地域の消防防災力を強化していく必要がある。

複雑多様化・大規模化する災害に迅速かつ効果的に対応するため、全国的見地からの救助体制等の強化が求められており、こうした国民のニーズに的確に応えるべく、緊急消防援助隊をはじめ国内の消防体制の充実強化に努め、災害対応力の更なる向上を図っていく必要がある。

災害の大規模化、住民ニーズの多様化等、消防を取り巻く環境が急速に変化する中で、全国の 消防本部には、出動体制、住民サービス、組織管理上の面で限界が指摘されるなど、体制として 十分とはいえない小規模消防本部が多く、今後は、平成18年6月の消防組織法の改正を踏まえ、 市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制の充実強 化を図ることが必要である。

地域防災の中核的存在である消防団の充実強化は、地域防災力の向上に必要不可欠であるが、 消防団員数は年々減少を続けており、このままでは、地域防災力の低下が懸念されることから、 消防団員確保のための積極的な取組みの推進や、消防団の活動環境の整備などに全力で取り組ん でいくことが重要である。

公用・公共用施設の多くは不特定多数の利用が見込まれるほか、地震災害の発生時には防災拠点としての機能を発揮することが求められることから、災害応急対策を円滑に実施するために、防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる文教施設などの公共施設等の耐震化が急務である。

(2)主な施策の概要

住宅防火対策の推進、小規模雑居ビル等の消防法令違反の是正指導、放火火災防止対策の推進、 危険物施設の火災・漏えい事故の総合的な防止対策の推進などにより、火災予防対策の強化に努め た。

また、大規模災害等に備え、緊急消防援助隊の充実強化、消防団や自主防災組織の活性化、公共施設等の耐震化等の推進を行い、国と地域の防災力の強化を図ることにより、火災・災害等による被害の軽減に努めた。

(3)関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第 166 回国会にお	平成 19 年	国民生活の基盤となる安心・安全の確保(中略)は、政府の
ける安倍内閣総理	1月26日	大きな責務であります。
大臣施政方針演説		大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重
		点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄り
		や障害者などの被害を最小限にするように努めます。
第 163 回国会にお	平成 17 年	建築物の耐震化を促進するなど災害に強い国づくりを進めて
ける小泉内閣総理	9月26日	まいります。
大臣所信表明演説		
第 162 回国会にお	平成 17 年	阪神・淡路大震災の発生から 10 年目の本年、災害に強い国づ
ける小泉内閣総理	1月21日	くりを一層進めてまいります。
大臣施政方針演説		・・・、国の安全や災害の防止に寄与する研究開発を戦略的に推
		進し、「科学技術創造立国」を目指します。
経済財政運営と構	平成 18 年	我が国は地震等の自然災害が発生しやすい脆弱な国土構造を
造改革に関する基	7月7日	有しており、近年では台風や集中豪雨の頻発、大雪等により各
本方針 2006 (閣議		地で被害が発生しているほか、住宅火災による死者数も増加傾
決定)		向にある。他方、都市化の進行や高齢化の進展に伴い災害対応
		力が低下している。(中略)
		国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つで
		あるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。(中略)
		このため、国民、地域、企業、NPO、ボランティア等と協
		力しつつ、災害への備えを実践する国民運動を広く展開しなが
		ら、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際には、
		国際的な協調・連携を図る。(中略)
		(災害対策)
		・大規模地震対策の一環として、地域の防災拠点となる公共施
		設の耐震化を進める。また、従来より取組を進めてきた大規模
		地震対策の着実な進捗を図るとともに、特に、首都直下地震に
		ついて、「首都直下地震対策大綱」及び「首都直下地震の地震防
		災戦略」等に基づき、中枢機能の継続性の確保及び定量的な減
		災目標の着実な達成に向けた取組等を推進する。(一部略)
		・大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をは
		じめとした防災対策を推進する。

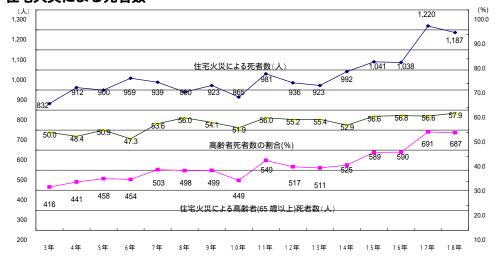
,	,	,,
		・防災情報の迅速な伝達体制の整備、高齢者等の災害時要援護
		者への避難支援、消防等の災害対策の強化を進めるとともに、
		消防団の充実強化を図る。(一部略)
経済財政運営と構	平成 17 年	国民の安全と安心を確保することは、政府の基本的な責務で
造改革に関する基	6月21日	あるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。
本方針 2005 (閣議		(国民の安全・安心の確保)
決定)		大規模災害、テロ、有事等に対する全国的見地からの対応の体
		制整備や、住民及びNPO等との協働による安全・安心な地域
		づくりなどを推進する。首都直下地震など大規模地震対策を始
		めとし、消防等の防災対策については、被害減少に向けた成果
		目標を設定し、そのために戦略的・重点的に施策を推進する。
		また、防災情報の迅速な伝達体制の整備、地域の防災拠点とな
		る公共施設の耐震化、防災の高度化、国際防災協力の推進など
		を戦略的・重点的に推進する。(一部略)
平成 19 年度予算編	平成 18 年	国民の安全と安心の確保は、政府の基本的な責務であるとと
成の基本方針(閣	12月1日	もに、安定した経済成長の基盤であるとの認識の下、以下の施
議決定)		策に取り組む。
		災害への備えを実践する国民運動を展開しながら、公共施設
		の耐震化、首都直下地震対策等大規模地震対策、大規模水害・
		土砂災害対策等の防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。
		さらに、迅速・的確な防災情報の提供や災害応急体制の整備、
		消防等の災害対策を強化する。(一部略)

3 政策評価の結果等

(1) 主な指標の状況

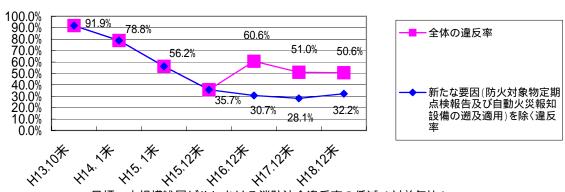
ア 火災予防対策の強化

(ア)住宅火災による死者数



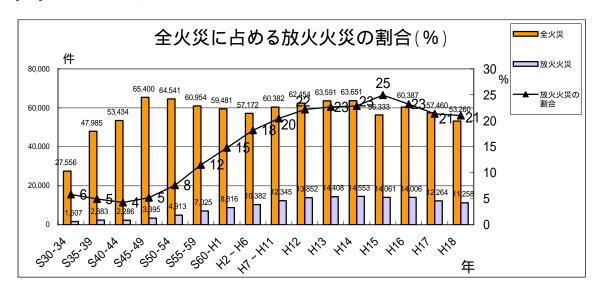
<目標:住宅火災による死者数の減少(対前年比)>

(イ)小規模雑居ビルの消防法令違反率



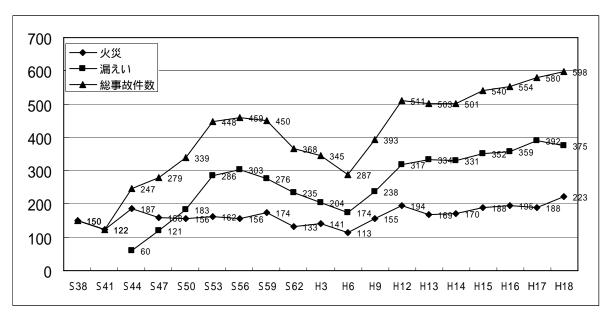
<目標:小規模雑居ビルにおける消防法令違反率の低減(対前年比)>

(ウ)放火火災件数、割合



<目標:放火火災件数の減少(対前年比)>

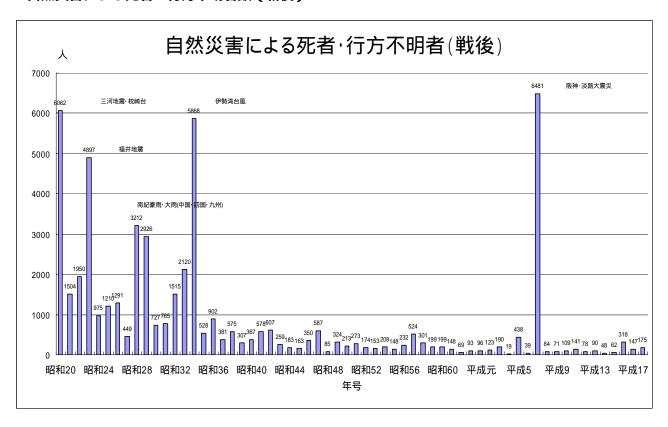
(工) 危険物施設における火災・漏えい事故件数の推移



<目標:危険物施設における事故件数の減少(対前年比)>

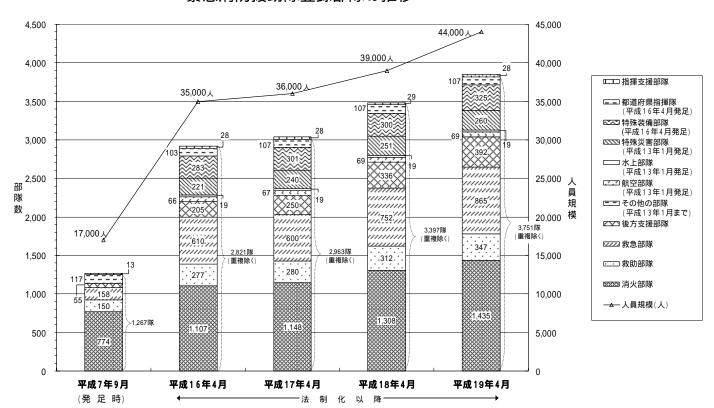
イ 国と地域の防災力の強化

・自然災害による死者・行方不明者数(戦後)



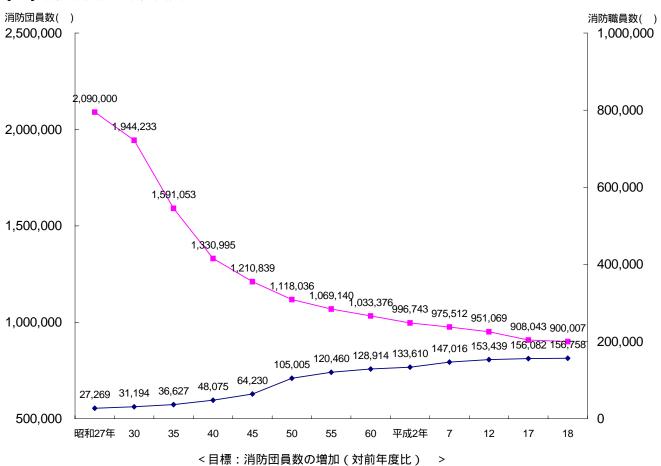
(ア)緊急消防援助隊の隊数

緊急消防援助隊登録部隊の推移

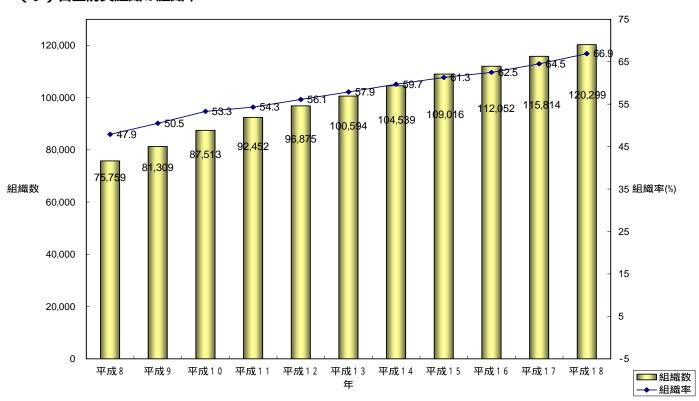


<目標:緊急消防援助隊の隊数 概ね4,000隊(平成20年度)>

(イ)消防職員及び消防団員数



(ウ)自主防災組織の組織率



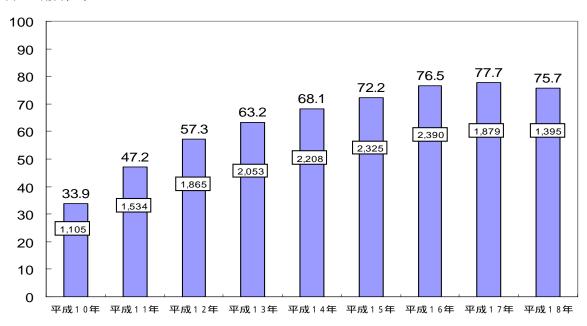
組織率・・・全国の総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合

<目標:組織率 75% 平成 20 年度 >

(エ)地震対策等の充実

a 市区町村地域防災計画の阪神・淡路大震災以降の修正状況

各年4月1日現在、 比率は全市区町村数に 占める割合(%)



グラフ中の枠内の数字は、市区町村数を表す。

b 防災拠点となる公共施設等の耐震化の進捗状況

耐震化の緊急性の高い公共施設等(予定と実績)

平成16~19年度耐震改修予定棟数	5,150棟	平成15年度調査
平成16~17年度耐震改修済み棟数	4,468棟	平成17年度調査

(参考)防災拠点となる公共施設等の耐震率

平成15年度調査	
平成15年度末耐震率(実績)	51.3%
平成19年度末耐震率(予定)	54.1%
平成17年度調査	
平成17年度末耐震率(実績)	56.4%
平成21年度末耐震率(予定)	59.8%

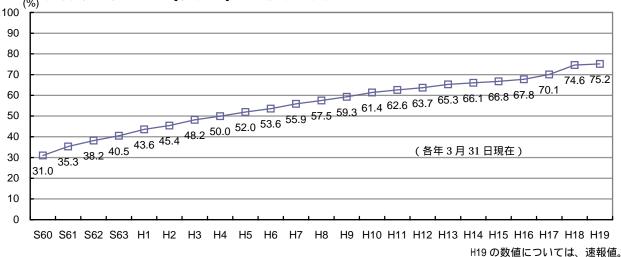
(防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査より)

(オ)消防防災に係る科学技術・ITの振興

a 消防庁防災情報システムの接続団体数の推移

	H13.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H16.4.1	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1
都道府県	27	39	41	43	45	46	46
総数	47	47	47	47	47	47	47
(整備率)	57.4%	83.0%	87.2%	91.5%	95.7%	97.9%	97.9%
消防本部	381	438	456	647	685	633	654
総数	904	900	894	894	889	811	807
(整備率)	42.1%	48.7%	51.0%	72.4%	77.1%	78.1%	81.0%

$\mathbf{b}_{(\%)}$ 市町村防災行政無線(同報系)の整備率の推移



<目標:市町村防災行政無線(同報系)の整備率 75% (平成20年度末)>

(2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

目標年度を迎えた半数以上の指標において目標値を達成できた

(3)目標の達成状況の分析

ア 火災予防対策の強化

(ア)住宅防火対策

- ・住宅火災による死者数については、平成17年は記録のある昭和54年以降最多の1,220人(放火自殺者等を除く。)であったが、平成18年は1,187人(概数)と減少している。これは、平成18年度に全国で90件の住宅用火災警報器の奏功事例が各消防機関から報告されていることなどから、住宅用火災警報器の設置の促進など住宅防火対策を推進してきたことに伴う効果と考えられる。しかし、住宅火災による死者数は依然として高水準となっており、死者の半数以上は65歳以上の高齢者であること、また、約6割は逃げ遅れによるものであることから、今後も高齢者世帯を中心に住宅用火災警報器等の早期の普及を促進するとともに、防炎品の普及や家庭用消火器具、出火の危険の少ない火気器具等の普及などの住宅防火対策についても推進していくことが課題である。
- ・ 住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことを踏まえ、平成 18 年度においては全国 7 カ所で住宅防火対策推進シンポジウムを開催したほか、各関係機関及び報道機関への情報提供を積極的に行った。また、各消防機関を通じ、地域に密着した組織(消防団、婦人(女性)防火クラブ、自主防災組織等)と連携し、官民一体となって広報・普及啓発活動に取り組むなど、効率的に住宅防火対策を実施した。

(イ)小規模雑居ビル等の火災予防対策

・ 新宿区歌舞伎町ビル火災を契機として違反是正体制の整備を図るなど、様々な対策を講じた 結果、平成 13 年 10 月末には約 92%であった違反率は、平成 15 年 12 月末までに約 36%と大き く減少し、その後行われた法令改正に伴う新たな要因(自動火災報知設備の設置義務強化等) を含めた違反率も、法令改正直後の平成 16 年 12 月末に約 61%であったものが、平成 18 年 12 月末で約51%(前年度比0.4ポイント減少)に減少するなど所期の目標を達成しており、その 取組みに有効性が認められる。

しかしながら、その内訳を見ると、自衛消防訓練の実施や消防用設備等の点検結果報告率が やや下がった結果、新たな要因を除いた違反率は、平成 18 年 12 月末で約 32%と、前年度比で 4 ポイント上昇しており、今後も引き続き小規模雑居ビルをはじめとした防火対象物の違反是 正を強力に推進していくことが課題である。

加えて、違反是正の徹底や消防設備等の性能規定化の導入等に伴い、予防行政はより高度で 専門的な知識が必要とされることから、全国的に予防体制の強化を図ることが課題である。

・ 違反是正を強力かつ効率的に実施するため、過去の違反処理事例や判例などを搭載した違反処理データベースを更新するとともに、全国消防長会等の関係機関と連携し、各種研修会や地域ごとの連絡会を実施するなど、違反処理担当者の技術向上及び各地域での違反処理体制の強化を効率的に行った。また、違反是正の推進にあたり、建築行政機関や、警察機関、保健福祉部局等との連携強化を図ることにより、効率的な違反処理に努めた。

(ウ)放火火災対策

・ 放火火災件数(放火の疑いによるものを含む。)は、平成 15 年中に 14,061 件であったが、平成 17 年中は 12,264 件、平成 18 年中は 11,258 件(概数)となり、改善傾向が見られる。

これは、平成 16 年に取りまとめた「放火火災防止対策戦略プラン」に基づくチェックリストを活用した自己評価による取組みを、全国の消防機関において、春と秋の全国火災予防運動等を通じて推進し、放火火災防止対策を実施したことに伴う効果と考えられる。

しかし、放火火災件数は、依然として高水準(全出火件数の5分の1以上)にあることから、 今後も「放火火災防止対策戦略プラン」の継続的な改善を図りつつ、同プランを活用した地域 全体で取り組む「放火されない環境づくり」を推進していくとともに、各地域で実践されてい る有効な放火火災防止の取組み事例について、情報の共有化を図っていくことが課題である。

また、放火行為の抑制に効果が期待される放火監視機器の効果を検証していくなど、引き続き放火火災防止対策を推進していくことが重要である。

・ 春と秋の全国火災予防運動等を通じ、放火火災防止対策戦略プランに基づくチェックリスト を活用した自己評価による取組みを推進することにより、住民が自ら地域の弱点を把握するこ とができ、消防機関と一体となって「放火されない環境づくり」に取り組むなど、効率的に放 火火災対策を実施した。また、連続放火など放火火災多発地区を選定し、全国5地域において 放火監視機器を設置し、放火火災の減少効果を分析することにより、今後の放火火災防止対策 の検討を効率的に実施した。

(工)危険物事故防止対策の充実強化

・ 平成18年の危険物施設における火災・漏えい事故件数は、598件(前年比18件増(+3.1%))と依然として増加傾向にある。この要因としては、危険物施設の老朽化や熟練した職員の退職による危険物保安に関する技術力の低下といった、様々な要因が指摘されているところである。

このような中、「危険物事故防止アクションプラン」を定め、官民一体となって危険物事故の防止のための認識や、危険物事故等の原因に基づく危険物事故防止に関する情報を効率的に共有し、総合的な事故防止対策を推進しているところである。これらの取組みにより、近年、特に増加傾向が顕著であった腐食劣化等による危険物の漏えい事故が、平成18年は減少するなど一定の成果を上げており、有効性が認められる。

今後は、危険物事故件数の増加に鑑み、事故の傾向等を適切に分析し、引き続き官民一体となった全国的な事故防止対策を推進するとともに、屋外タンク等の安全対策の総点検の実施等、 危険物事故防止対策の充実強化を図っていくことが課題である。

イ 国と地域の防災力の強化

(ア)国(消防庁)の対応力の強化

消防庁においては、平成 18 年 4 月に、国の消防防災・危機管理機能の強化及び行政の効率的な実施の観点から、独立行政法人消防研究所を解散し、消防大学校のもとに消防研究センターを設置した。

今後も、国民の安心・安全を確保し、緊急対応体制の強化を図るためには、引き続き消防庁の組織体制の充実を図っていくことが重要である。

また、消防庁では、開発途上諸国に対する技術協力の一環として、平成 17 年 9 月からタイ王国に消防庁職員を防災局長アドバイザーとして派遣する等、消防防災分野の専門家を派遣して技術供与を行うとともに、海外からの研修生の受入れ等を実施した。

今後とも、我が国の大規模災害に関する知見等を活用し、開発途上諸国に対する技術協力の 一層の強化を図る必要がある。

(イ)緊急消防援助隊の充実強化

緊急消防援助隊については、東海地震活動計画や首都直下地震等の最新の被害想定等を踏まえ、大規模災害への対応力を一層強化する必要があることから、消火部隊等を増強するなどして、平成20年度における緊急消防援助隊の登録目標を4,000隊規模とすることとしており、この目標に向け増強整備を促進した結果、平成19年4月1日現在で3,751隊(約44,000人規模)が登録されている。

また、緊急消防援助隊の訓練については、平成8年度以降毎年度、全国を6のブロックに分け、地域ブロック合同訓練を実施しており、平成18年度は6ブロック合計で、全国の消防本部から822部隊、3,110名が参加し、指揮及び連携活動能力の向上を図った。

今後は、整備水準を達成するため、義務的国庫補助金である緊急消防援助隊設備整備費補助金を確保し、施設・資機材等の整備を推進するとともに、先端科学による消火・救急救助技術の開発の促進及びより実践的な緊急消防援助隊の教育訓練の実施を図ることが重要である。

(ウ)消防力の強化

消防団員を確保するために、機能別団員・分団制度、休団制度の活用等の推進を図ったが、 平成 18 年 4 月 1 日現在の消防団員数は、900,007 人(対前年度比 8,036 人減)となっている。 これは、新任団員(6万人程度)を上回る団員が退職したことによるものであり、上記のよう な新任団員確保の取組みが一定の成果を上げて、対前年度比の団員の減少人数は縮小している ものの、退職団員数をカバーするには至っていない状況である。

このため、将来的な目標数値(団員数 100 万人、うち女性団員数 10 万人)に向けて、消防団員数の増加を図るべく、上記制度の周知・推進、資機材等の整備、団員の処遇等の改善、マスメディア等を積極的に活用した広報の実施等を進めることにより、新規消防団員確保のための運動を全国的に展開していくことが重要である。

また、全消防団員の約7割が被雇用者であることを踏まえ、平成18年度に、事業所の理解と

協力を得て、被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい環境を整備するために、「消防団協力事業所表示制度」を構築した。さらに、消防団員の減少に歯止めを掛けるために、団員確保に必要な知識又は経験を有する消防職団員等を地方公共団体に派遣して、団員確保のための具体的方策等をアドバイスする「消防団員確保アドバイザー派遣制度」を構築した。

今後は、このような消防団員確保のための方策の普及啓発を推進し、一層の消防力の充実強 化を図ることが重要である。

一方、消防本部の体制については、市町村合併の進展により、全国の消防本部数は、平成 19 年 4 月 1 日には、807 本部となったが、未だ管轄人口 10 万未満の小規模消防本部が約 6 割を占めていることから、引き続き効果的・効率的な消防体制の整備を図るため、市町村の消防の広域化を推進していくことが重要である。

(エ)自主防災組織の強化

自主防災組織の組織率は毎年度向上(平成 18 年度は 66.9%と阪神・淡路大震災以降 23.1 ポイント大幅増)し、着実な成果が上がっており、自主防災活動をはじめとする地域防災力の向上を図るための取組みの有効性が認められるものの、地域間の差が見受けられる状態にある。

今後は、組織率が低い地域の底上げや消防団との相互の連携を図りながら、情報収集伝達・ 警戒避難体制の整備、防災用資機材の備蓄や大規模な災害を想定しての防災訓練の実施を推進 していくことが重要である。

(オ)地震対策等の充実

a 地域防災計画の見直し

阪神・淡路大震災の経験を踏まえた地方公共団体の防災体制の見直しについて、都道府県では平成 10 年度末に全団体が地域防災計画の見直しを完了し、市町村では地域防災計画の修正率は 75.7%(平成 18 年度調査、対前年度比 2.0 ポイント減)とわずかに減少となった。減少した要因は、市町村合併によるものであり、今後も、引き続き地域防災計画の点検・見直しを地方公共団体に要請すると同時に、各都道府県の計画をデータベース化し、必要な情報を提供する地域防災計画データベースの更なる充実等を進める必要がある。

b 防災拠点となる公共施設等の耐震化

指標として用いている 5,150 棟は、平成 15 年度に実施した防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査において、平成 19 年度末までに耐震改修を予定していた棟数であるが、平成 17 年度に実施した同調査において明らかになった平成 16 年度及び平成 17 年度の 2 年間での耐震改修済み棟数は 4,468 棟であることから、目標の 80%以上を達成しており、耐震化の促進を図るための取組みに有効性が認められる。

当該 4,468 棟には、「公共施設等の耐震化の推進について(平成 17 年 6 月 29 日付け消防災第 138 号)」等により、各地方公共団体に対し、耐震化緊急実施計画の策定と耐震化の推進を要請している中、平成 15 年度の調査以後の耐震診断で改修が必要とされた施設など、指標として用いている 5,150 棟以外の施設も含まれるものと推定されるが、当初の計画外に緊急に耐震化される施設の割合はそれほど高くないものと推定されるので、目標の達成に向けて順調に推移しているものと言うことができる。

また、防災拠点となる公共施設等の全体の耐震率という観点でみても、平成 15 年度の調査では、平成 19 年度末の耐震率を 54.1%と見込んでいるが、平成 17 年度の調査における平成 19 年度末の耐震率は 56.4%であり、耐震化は見込みを上回るペースで確実に進んでいる。

しかし、依然として、防災拠点となる公共施設等の全体の耐震率は、6割に満たないことから、引き続き都道府県における耐震化緊急実施計画の推進を図っていくことが重要である。

(カ)消防防災に係る科学技術・ITの振興

a 消防防災に係る研究開発の推進

消防防災に関する研究開発については、消防研究センターを中心に進められているが、今後、 複雑多様化、大規模化する災害に対応するため、産学官が連携し、新技術等を利活用した研究 開発のより一層の推進を図ることが重要である。

また、「消防防災科学技術研究推進制度(競争的研究資金制度)」に関して、平成18年度については、350百万円を措置するとともに、24件の研究課題(新規分9件、継続分15件)を採択した。平成19年度については、産学官連携による研究開発を引き続き推進するため、311百万円の予算額を確保している。今後は、消防防災への波及効果を最大限に発揮させるために、消防機関等の現場ニーズに即した研究開発に重点を置くなど制度の充実を図るとともに、採択課題の早期決定等必要に応じ制度の改革を行うことが重要である。

b 消防庁防災情報システムの整備状況

平成 19 年 4 月現在における消防庁防災情報システムの整備率は、消防本部 81.0% (対前年度比 2.9%増)と着実に増加しており、成果は上がっている。

c 市町村防災行政無線の整備

同報系の市町村防災行政無線の整備率は、平成 19 年 3 月 31 日現在、75.2% (速報値:対前年比 0.6 ポイント増)となっており、着実に増加している。

災害発生の際、同報系の市町村防災行政無線等を活用して、住民に対し迅速かつ確実に警報を伝達することは、住民の生命を守る上で極めて有効であるため、引き続きその整備を推進することが重要である。

また、地震、津波等の大規模災害に対応するため、消防庁から通信衛星を経由して都道府県、 市町村に警報の内容を直接伝えるとともに、消防庁から直接、市町村の同報系防災行政無線を 起動し、サイレンを自動吹鳴させることなどを可能とする全国瞬時警報システム(J-ALE RT)について、平成 18 年度は、同報系防災行政無線自動起動機のソフト改修を行い、平成 19年2月9日からは、津波警報、緊急火山情報等の一部の情報について送信を開始し、あわせ て同日から、10 都道県4市町で情報の受信、同報系防災行政無線の自動起動を開始している。

今後は、地方公共団体における機器整備が主たる課題であることから、消防庁としても、引き続き機器整備に対する地方財政措置等を通じて、地方公共団体の取組みを支援していくことが重要である。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性		
ア 火災予防対策の強化	予算要求	事業の継続を検討。	
(ア)住宅防火対策	制度	従来どおり。	
住宅火災による死者数の減少を図るため、			
住宅用火災警報器等の既存住宅への早期設			
置や、防火安全性の確保のため、着火抑制の		住宅用火災警報器等の設置	
機能を持つ防炎品の普及の促進が必要。	中被什么。	促進、防炎品の普及促進、関	
さらに、高齢者等の災害時要援護者の生活	実施体制・ 事務のやり方等	係機関等の連携に基づく住宅	
をサポートする福祉関係者や消防団、婦人	事務のドリカ寺	防火対策の推進。	
(女性)防火クラブ等の地域において活動す		例入が泉の底壁。	
る団体等と連携した地域ぐるみでの住宅防			
火対策の推進が必要。			
(イ)小規模雑居ピル等の火災予防対策	予算要求	事業の継続を検討。	
a 小規模雑居ビルについては、法令改正に	制度	政省令改正が必要。	
伴う新たな違反要因が生じるとともに、同			
じ対象物での繰り返し違反などにより違			
反率が高くなっていることから、状況に応			
じた効果的な是正方策を推進し、「安全・			
安心なまちづくり全国展開プラン」(平成			
17 年6月犯罪対策閣僚会議)に基づき、			
警察や建築部門との合同立入検査等の取			
組を推進することが必要。		違反処理データベースの充	
b 平成 19 年 1 月に発生した兵庫県宝塚市	実施体制・	実、消防機関における立入検	
のカラオケボックス店火災を踏まえ、小規	事務のやり方等	査及び違反是正に関する体制	
模施設における安全対策のあり方を検討	- 00001000	の充実及び事例検討等。	
することが必要。			
c 認知症高齢者グループホーム等におけ			
る消防用設備等の設置基準等を見直すと			
ともに、その適用にあたって、施設の形態			
や利用者が多様なために現場での混乱が			
生じないよう、広報・普及啓発に取り組む			
ことが必要。			

今後の課題	取組の方向性			
(ウ)放火火災対策	予算要求	事業の継続を検討。		
放火火災の低減を図るため、「放火火災防	制度	従来どおり。		
止対策戦略プラン」の継続的な改善を図りつ		「放火火災防止対策戦略プ		
つ、同プランを活用した地域全体で取り組む	実施体制・	ラン」に係る全国の取組状況		
「放火されない環境づくり」を推進すること	事務のやり方等	を取りまとめ、同プランの内		
が必要。		容を改善に活用。		
(エ)危険物事故防止対策の充実強化	予算要求	予算枠の拡大を検討。		
a 大都市圏等における危険物施設の安全	制度	改正について検討。		
対策の総点検として、屋外タンク等の安全		・大規模施設を中心とした、		
対策の総点検の実施、「危険物事故防止ア		安全対策の総点検の推進。		
クションプラン」に基づく官民一体となっ		・高潮、大雨浸水による危険		
た総合的な事故防止対策、津波・浸水によ		物施設の被害予測手法の		
る大規模危険物施設への被害に対する安		確立と、効果的な被害予		
全対策の実験・検証、危険物施設の腐食防		防・軽減対策の検討等。		
止・抑制対策等、危険物事故防止対策の充		・タンクサイトに設置された		
実強化を図ることが必要。 	実施体制・	強震計からのデータを用		
	事務のやり方等	いた大規模地震発生時の		
		危険物施設に対する迅速		
		かつ的確な応急措置支援		
		手法の開発。		
		・危険物施設の腐食防止・抑		
		制対策、劣化した危険物施		
		設を継続使用するための		
		安全対策の検討。		
b バイオマス燃料等の新技術・環境技術に	予算要求	事業の継続を検討。		
関する安全対策に取り組むとともに、新規	制度	改正について検討。		
危険性物質の早期把握及び危険性評価を		バイオマス燃料に係る実証		
推進することが必要。		実験、新規危険性物質の調		
	実施体制・	査・検討を行う等、新技術・		
	事務のやり方等	新素材の活用等に対応した安		
		全対策のあり方について検		
		討。		
<u>L</u>		·		

今後の課題	取組の方向性		
c 石油コンビナート等特別防災区域にお	予算要求	事業の継続を検討。	
ける防災体制の充実強化を図るため、大容	制度	従来どおり。	
量泡放射システムの本格的な導入に向け		従来の防災体制の想定を超	
た関係機関等の相互連携を含めた新たな		えた、複数の県域にわたる新	
広域的な防災体制の整備や、大容量泡放射		たな広域的な防災体制の整備	
システム等を使用した実大規模の消火訓	実施体制・	について検討。	
練の実施等を進めていくことが必要。	事務のやり方等	大容量泡放射システムを含	
		む消火資機材による実大規模	
		の消火訓練のあり方について	
		検討。	
	予算要求	予算枠の拡大を検討。	
(ア)国(消防庁)の対応力の強化	制度改正	従来どおり。	
国民の安心・安全を確保し、緊急対応体制	PISSERATE.	, period 50 70	
の強化を図るため、引き続き消防庁の組織体			
制の拡充を図ることが必要。		・機構・定員要求を検討。	
また、消防防災分野における海外との技術	実施体制・	・より専門的な技術交流等に対	
交流に積極的に協力するとともに、国際的な	事務のやり方等	応するために、専門家のノウ	
貢献への期待が高まっていることから、発展	4-02057 57313	ハウの構築を行う。	
途上諸国に対する技術協力の強化を図るこ		7 (3 3) 113516 (213 3)	
とが必要。			
(イ)緊急消防援助隊の整備・充実	予算要求	予算枠の拡大を検討。	
緊急消防援助隊については、引き続き基本	制度	改正について検討。	
計画に基づく施設の整備と登録部隊数		・緊急消防援助隊施設の整備	
4,000 隊への増強を図り、大規模災害発生時		促進。	
における消防の応援体制を強化することが		・ヘリコプターテレビ電送シ	
必要。		ステムの全国的な整備の推	
また、過去の緊急消防援助隊の出動時の教	実施体制・	進。	
訓を踏まえ、災害発生直後の情報収集体制の	事務のやり方等	・毎年度実施している地域ブ	
強化を図ることが必要。		ロック合同訓練の充実を図	
さらに、消防救急無線のデジタル化や先端		り、迅速な出動及び指揮・	
科学による消火・救急救助技術の開発が必		連携能力の強化を図る。	
要。			
(ウ)特別高度救助隊等の全国的な展開・整	予算要求	事業の継続を検討。	
備	制度	従来どおり。	
大規模災害や特殊災害等に対応するため、		より高度な救助技術を習得	
より高度な救助技術を習得した特別高度救	実施体制・	できるよう、消防大学校等に	
助隊等を全国的に整備し、救助体制の強化を	事務のやり方等	おける教育体制を強化。	
図ることが必要。			

今後の課題	取組の方向性			
(エ)消防力の強化	予算要求	事業の継続を検討。		
消防力の整備指針を整備目標として、今後	制度	従来どおり。		
とも消防力の充実強化を図ることが必要。		・消防団協力事業所表示制度		
消防団の充実に関しては、引き続き将来的		の活用促進。		
な目標数値(団員数 100 万人、うち女性団員		・消防団員確保アドバイザー		
数 10 万人)に向けて団員数の増加を図るた		派遣制度の活用促進。		
め、資機材等の整備、団員の処遇等の改善、		・マスメディア等を活用した		
事業所との連携、マスメディア等を活用した	実施体制・	広報の実施。		
広報の実施を図ることが必要。	事務のやり方等	・消防広域化推進アドバイザ		
また、市町村の消防の広域化を推進するこ		ー派遣制度の活用促進。		
とにより、効果的な部隊運用、本部機能の統		・消防広域化シンポジウムの		
合等による現場活動要員の増強等のメリッ		開催。		
トを活かすなど、消防体制の充実強化を図る				
ことが必要。				
(オ)自主防災組織の強化	予算要求	事業の継続を検討。		
自主防災組織については、組織率が低い地	制度改正	従来どおり。		
域の底上げを図るとともに、情報収集伝達・		地域安心安全ステーション		
警戒避難体制の整備、防災用資機材の備蓄や	実施体制・ 整備モデル事業を、引き			
大規模な災害を想定しての防災訓練の実施	事務のやり方等	全国 100 ヵ所で実施。		
を推進していくことが必要。				
(カ)地震対策等の充実	予算要求	事業の継続を検討。		
a 地域防災計画の見直し	制度	従来どおり。 		
地方公共団体に対し、地域防災計画の実		a 「首都直下地震の地震防災		
効性を高めるため、地域の実情に即した具		戦略」及び「日本海溝・千		
体的かつ実践的な見直しを求めていくこ		島海溝周辺海溝型地震防災		
とが必要。		対策推進基本計画」に係る		
b 耐震化の緊急性の高い公共施設等に加		地域目標の策定。		
え、防災拠点となる公共施設等全体の耐震		b 公共施設等耐震化事業		
化を着実に推進していくことが必要。	実施体制・	(起債事業)等を活用した		
c 初動時の迅速かつ確実な情報収集体制の	事務のやり方等	耐震化緊急実施計画の推進。		
構築について、さらに検討を行い、必要な		c 緊急消防援助隊代表消防		
対策を講じることが必要。		本部への衛星携帯電話の配		
d 災害時要援護者情報の把握、要援護者に		備、ヘリコプターを利用し		
対する確実な情報伝達、具体的な避難支援		た情報収集等に係る検討等		
プランの策定等が必要。		を実施。		
		d 災害時要援護者の避難支		
		援プラン策定の推進。		

今後の課題	取組の方向性			
(キ)消防防災に係る科学技術・ITの振興	予算要求	-	 予算枠の拡大を検討。	
a 今後、複雑多様化、大規模化する災害に	制度改正	1	従来どおり。	
対応するため、新技術等を利活用した消防			a 消防防災に関する研究開	
防災に関する研究開発のより一層の推進			発をより一層推進。競争的	
が必要。			研究資金に係る研究成果に	
また、競争的研究資金制度については、			ついて事後・追跡評価等を	
効果を最大限に発揮させるために、消防機			行い、施策等に反映するこ	
関等の現場ニーズに即した研究開発に重			とを検討。	
点を置くなど制度の充実を図るとともに、			b 消防庁と地方公共団体の	
今後も採択課題の早期決定等必要に応じ			間の情報共有のあり方につ	
制度の改革を行うことが重要。また、研究			いて検討を行う等の対策の	
が終了したものについては、事後・追跡評		E	推進及び高度情報化のため	
価等を行い、施策等に反映していくことが		E	の体制の整備。	
必要。		E	c 防災行政無線等の整備を	
b 消防庁防災情報システムの整備につい	実施体制・ 事務のやり方等		推進するとともに、J - A	
ては、大規模災害の発生時に消防広域応援	手切のドリカモ		LERTについては、消防	
活動をさらに円滑に進めるため、消防庁と			庁において、受信装置のう	
地方公共団体の間の情報共有のあり方に			ちの衛星モデムを調達し、	
ついてさらに検討を進めることが必要。			地方公共団体に配備するな	
c 災害発生の際、市町村は、防災行政無線			ど、全国的な整備を図る。	
等を活用して、住民に対し警報を伝達する				
こととなるため、引き続き整備を推進する				
ことが必要。				
全国瞬時警報システム(J-ALERT)				
をはじめとして、災害緊急情報伝達ネット				
ワークの構築を図ることが必要。				

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1)学識経験を有する者の知見の活用

ア 評価書の取りまとめに活用

消防庁政策評価懇談会(平成 19 年 6 月 12 日)において、評価書案を提示して意見を聴取したところ、着実に成果は上がっており、以下の事項を踏まえて、積極的に業務を推進していくべきであるとの意見をいただいた。

・ 近年、災害が多様化し、その対応にも迅速性が求められる中で、消防庁の体制の強化が図られ、 消防防災に関する様々な施策に積極的に取り組んでいる点は、評価できる。

- ・ 住宅用火災警報器の普及啓発については、今後、悪質訪問販売の増加も想定されることを踏ま え、住宅用火災警報器の設置義務化に対する住民の理解を深めるために、地域のボランティア団 体や婦人(女性)防火クラブを通じた共同購入を促進するなど、官民一体となった積極的な普及・ 広報活動を行っていく必要がある。
- ・ 消防団員の高齢化が進展している中、消防団への理解を深める啓発活動を積極的に実施することにより、若年層の消防団員を積極的に増やしていくべきである。

【消防庁政策評価懇談会】

座長 平野 敏右(千葉科学大学学長)

委員 大井 久幸(日本消防検定協会理事)

大河内美保(主婦連合会副会長)

山本 保博(日本医科大学救急医学主任教授)

イ 政策の背景・課題等の把握等に活用

- (ア)「市町村の消防の広域化の推進に関する答申(消防審議会 平成 18 年 2 月)」(会長: 菅原 進 ー 東京理科大学大学院総合科学技術経営研究科教授)を、政策の背景・課題等の把握等に活用。
- (イ)「大規模地震等に対応した自衛消防力の確保に関する答申(消防審議会 平成19年2月)」(会長: 菅原 進一 東京理科大学大学院総合科学技術経営研究科教授)を、政策の背景・課題等の 把握等に活用。
- (ウ)「今後の消防体制のあり方に関する調査検討会」(委員長:多賀谷 一照 千葉大学法経学部 教授)における中間報告(「今後の消防体制のあり方について」)平成18年1月)を、政策の背 景・課題等の把握等に活用。
- (エ)「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会」(委員長:室崎 益輝 独立 行政法人消防研究所理事長)の報告書(平成18年3月)を、政策の背景・課題等の把握等に活用。
- (オ)「予防行政のあり方に関する検討会」(委員長:平野 敏右 千葉科学大学学長)における中間報告(「予防行政のあり方について」平成18年12月)を、政策の背景・課題等の把握等に活用。

(2)評価に使用した資料等

- ・「消防白書(平成 18 年版)」(http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h18/h18/index.html)
- ・「地方防災行政の現況」(平成19年3月)